

# 総会前開示に関する有価証券報告書レビューにおける調査結果

---

2026年2月20日



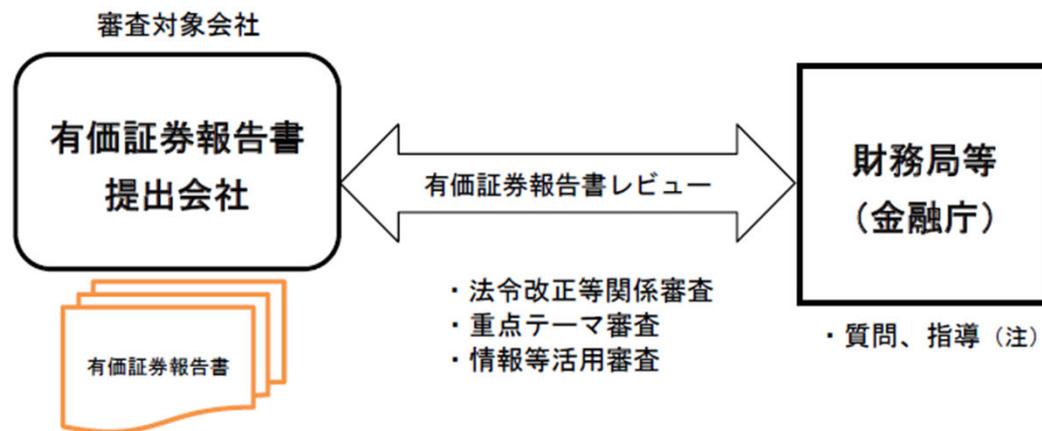
金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 有価証券報告書レビューにおける調査について

- 有価証券報告書レビューは、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するとともに、記載内容の充実化の促進のための審査の枠組みであり、従来から、金融庁及び財務局等が連携して実施している。
- レビューは、法令改正等関係審査、重点テーマ審査及び情報等活用審査の3つを柱としており、今回、「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」は、法令改正等関係審査の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査を実施した。

## 有報レビューの概要



(注) 必要な場合、金融商品取引法第26条に規定される報告徴取権等が行使されることがあります。

- ① 法令改正等関係審査  
法令改正事項等について行うもの。全ての有価証券報告書提出会社が対象となる。令和7年度においては全ての内部統制報告書提出会社も対象となる。
- ② 重点テーマ審査  
特定のテーマに着目し、審査対象を選定した上で、より深度ある審査を行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。
- ③ 情報等活用審査  
上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して行うもの。審査対象となる会社には、所管の財務局等から個別の質問票を送付する。

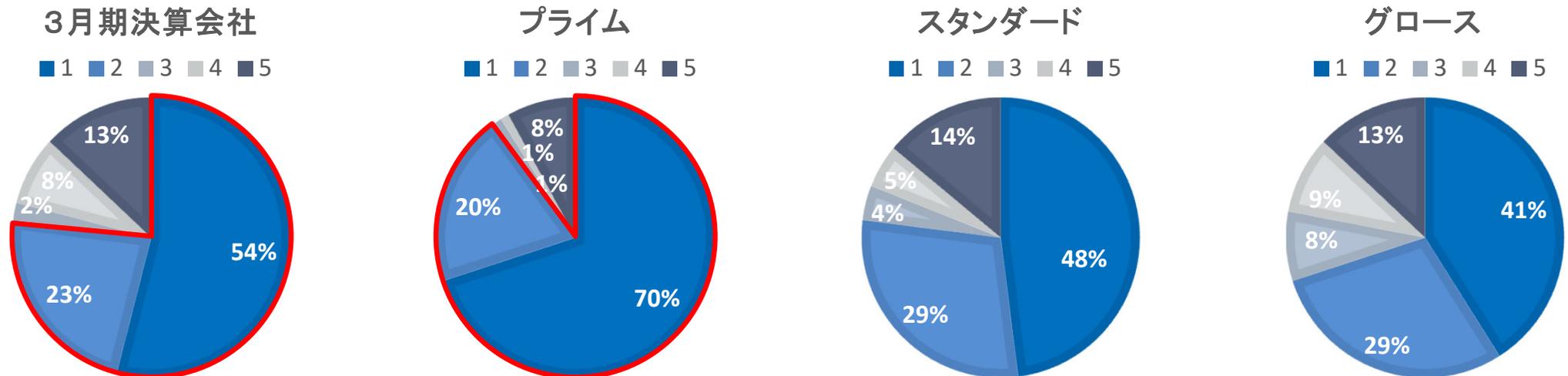
## 法令改正等関係審査調査票の概要

- ▶ 「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を踏まえた各社の検討状況について、下記の選択肢から回答を受領した。
- 1: 当年度(令和7年3月31日から令和8年3月30日に終了する事業年度)の有価証券報告書について株主総会前の提出を実施した。
  - 2: 有価証券報告書の株主総会前の提出について来年度(令和8年3月31日から令和9年3月30日に終了する事業年度)から実施する予定である。
  - 3: 有価証券報告書の株主総会前の提出について再来年度以降(令和9年3月31日以降に終了する事業年度)から実施する予定である。
  - 4: 有価証券報告書の株主総会前の提出について当面実施する予定はない。
  - 5: その他
- ※ 3~5と回答した企業は、同調査票において追加で理由等の回答を受領した。

## 3月期決算会社の調査票回答分析(1/4)

- 2025年3月期決算会社の54%が有価証券報告書を株主総会前に開示(以下「総会前開示」)したと回答。来年度に総会前開示を行う予定と回答した23%と合わせると、**総会前開示を行う会社は2026年3月期には77%程度となるが見込まれる。**
- 市場別で見ると、プライム上場企業の70%が当年度総会前開示を行っており、来年度実施予定の20%と合わせると、**2026年3月期にはプライム上場企業の90%程度が総会前開示を行うことが見込まれる。**

### 【市場別 回答割合】



### 【市場別 回答社数】

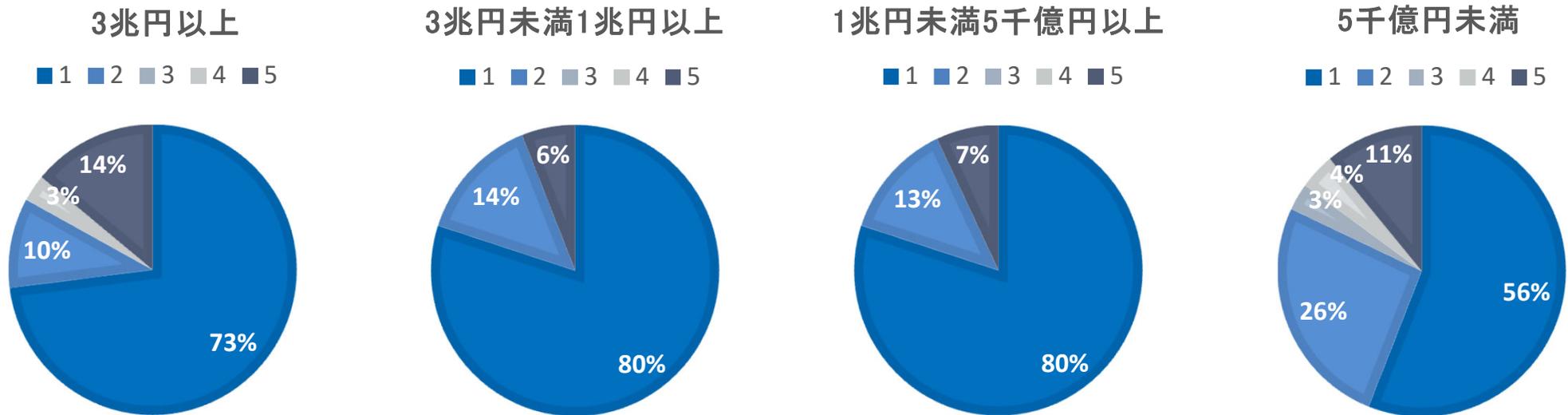
回答	プライム	スタンダード	グロース	その他市場	非上場	3月期決算会社
1: 当年度 総会前開示済	774	435	72	26	32	1,339
2: 来年度 総会前開示予定	221	267	51	18	12	569
3: 再来年度以降 総会前開示予定	8	32	14	2	5	61
4: 総会前開示 当面実施予定なし	15	45	15	3	121	199
5: その他	91	131	24	5	59	310
<b>総計</b>	<b>1,109</b>	<b>910</b>	<b>176</b>	<b>54</b>	<b>229</b>	<b>2,478</b>

(注) 2025年3月末日を決算期とする有価証券報告書提出会社に対する法令改正等関係審査調査票を集計。  
当年度は2025年3月期、来年度は2026年3月期、再来年度以降は2027年3月期以降を指す。

## 3月期決算会社の調査票回答分析(2/4)

- 時価総額別で見ると、時価総額5千億円以上の上場企業において、総会前開示を実施済又は来年度実施予定と回答した会社は226社であり、回答割合は90%であった。
- 一方、時価総額5千億円未満の上場企業において、総会前開示を実施済又は来年度実施予定と回答した会社は1,638社であり、回答割合は82%であった。

### 【時価総額別 回答割合】



### 【時価総額別 回答社数】

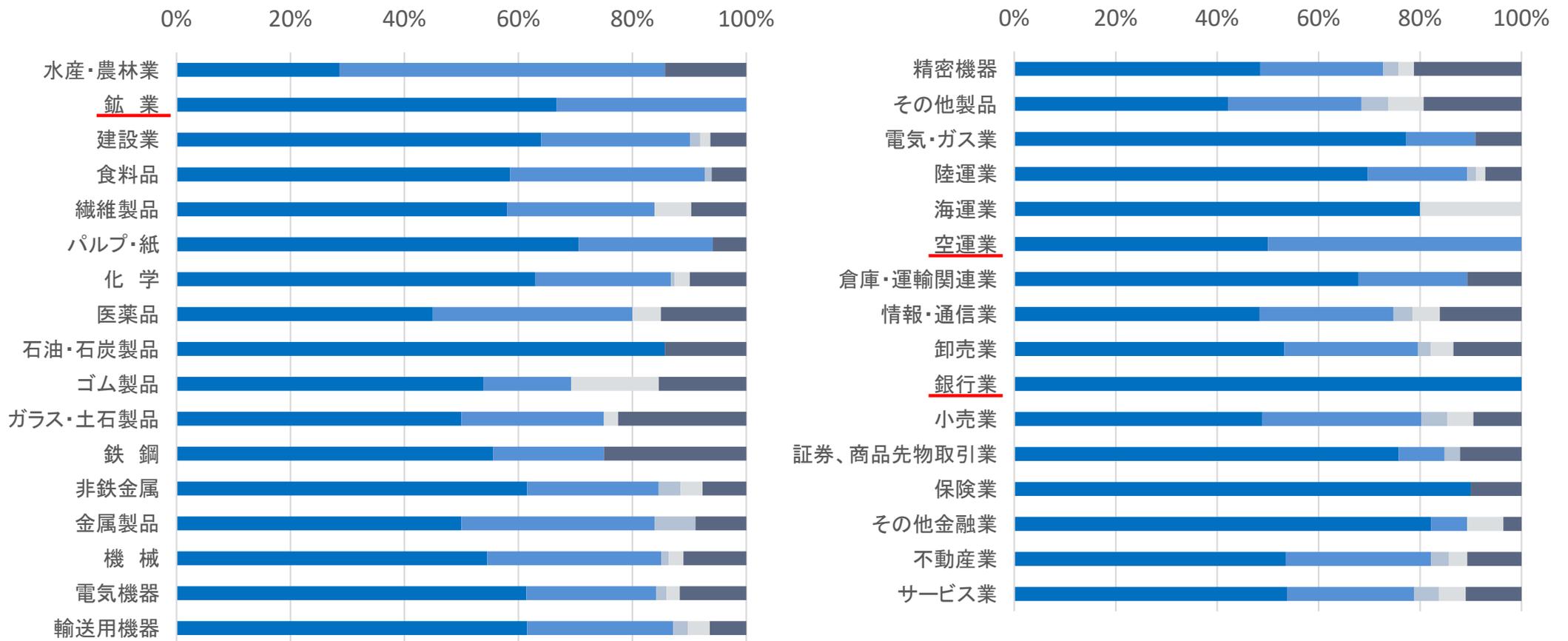
回答	3兆円以上	3兆円未満1兆円以上	1兆円未満5千億円以上	5千億円未満	総計
1: 当年度 総会前開示済	58	65	72	1,112	1,307
2: 来年度 総会前開示予定	8	11	12	526	557
3: 再来年度以降 総会前開示予定	0	0	0	56	56
4: 総会前開示 当面実施予定なし	2	0	0	76	78
5: その他	11	5	6	229	251
総計	79	81	90	1,999	2,249

(注) 2025年3月末日を決算期とする上場会社に対する法令改正等関係審査調査票を集計。

## 3月期決算会社の調査票回答分析(3/4)

- 業界別で見ると、**銀行業・空運業・鉱業**は、回答1(当年度総会前開示済)又は回答2(来年度総会前開示予定)の回答が100%を占めており、総会前開示への対応がなされている。
- その他、**パルプ・紙、食料品、電気・ガス業、建設業、保険業**においても回答1(当年度総会前開示済)又は回答2(来年度総会前開示予定)の回答が90%以上であり、総会前開示への対応が進んでいる。

### 【業界別 回答割合】



■ 回答1: 当年度 総会前開示済 ■ 回答2: 来年度 総会前開示予定 ■ 回答3: 再来年度以降 総会前開示予定 ■ 回答4: 総会前開示 当面実施予定なし ■ 回答5: その他

(注1) 2025年3月末日を決算期とする上場会社に対する法令改正等関係審査調査票を集計。

(注2) グラフの下線が付された業界は、回答1(当年度総会前開示済)又は回答2(来年度総会前開示予定)の回答が100%を占めている業界である。

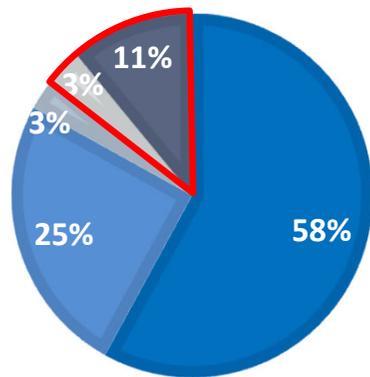
## 3月期決算会社の調査票回答分析(4/4)

- 上場企業において、総会前開示を当面実施する予定はない(回答4)とした会社及びその他(回答5)とした会社は**329社**であり、回答割合は合計**14.6%**であった。
- 実施予定なし(回答4)とした理由としては、**監査法人との調整が困難(27%)**、**社内リソース不足・社内体制未整備(21%)**、**社内調整が困難(21%)**等があった。
- その他(回答5)とした理由については、**検討中・未定が大半(96%)**であった。

### 【上場企業 回答割合】

3月末決算(上場企業)

■ 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5



### 【上場企業 回答4理由】

理由	会社数	割合
監査法人との調整が困難	21	27%
社内リソース不足・社内体制未整備	16	21%
社内調整が困難 (スケジュール短縮・取締役会日程)	16	21%
検討中・未定	15	19%
数日前の総会前開示にメリットを感じない・ 投資家要請が無い	5	6%
その他	5	6%
合計	78	—

### 【上場企業 回答5理由】

理由	会社数	割合
検討中・未定	240	96%
その他	11	4%
合計	251	—

(注) 2025年3月末日を決算期とする上場会社に対する法令改正等関係審査調査票を集計。回答4・回答5の理由については、自由記述の会社回答を分類・集計。

## 総会前開示を実現した企業の事例

□ 総会前開示を実現した企業(3月期決算会社)の対応としては、以下のような事例があった。

### 総会前開示実現企業の対応事例

- 総会前開示を始めた契機は、社長や社外取締役等の経営陣からの指示であることが多い。
  - ✓ 総会前開示は、複数の部署における業務プロセスに影響し、社内プロセスの変更の実行には大きな労力を要するため、個々の部署の判断では実現困難。そのため、現場主導で行われることは基本的になく、経営層の意思決定が必要。
- ディスクロージャー支援会社のシステム活用など、外部リソースも用いて有報作成プロセスの効率化を実施した。
  - ✓ 業務効率化のために印刷会社のシステム活用をしている他、社内リソース不足の解消のために社外へ一部業務をアウトソーシングするような事例も見られた。
- 総会前開示を行うための工夫としては、有報に記載する定性的な情報は概ね期中に固めるといった対応が見られた。
  - ✓ 有報の記載内容は大きく分けると「定性的な情報」と「定量的な情報」の2つに分けられるが、戦略やサステナ目標等の「定性的な情報」については決算が固まらなくても作業できるので、金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集」を12月頃から確認し、経営執行会議に諮った上で方針を決定している。3月までには取締役において確認し、4月には概ね定量的な情報を入力するだけの状態にしている。

# 株主総会の3週間以上前の開示の実現についての意見等

- 株主総会の3週間以上前の開示の実現について、主に以下のような意見があった。

## 環境整備

- サステナビリティ開示など有報記載事項の追加による企業負担の増加もあるため、有報の記載事項の整理(スリム化含む)が必要である。
- 「開示書類の一本化」(注1)をすることで企業の開示実務の効率化となるため、「開示書類の一本化」に係る法令改正を含めた環境整備が必要である。

## 実現方法 (注2)

総会3週間前開示実現の方法に関しては、主に以下の2つの意見があった。ただし、いずれの方法においても現行制度のままの実現は難しく、上述の環境整備の実現が前提との考えが主であった。

- 「②有報前倒し(期末=基準日)」の方法
  - ✓ 決算日から株主総会までの期間を長くする「③総会后倒し(期末≠基準日)」の方法では、取締役選任までの期間・株主による決算承認までの期間が長くなるため、基準日は変更しない「②有報前倒し(期末=基準日)」が望ましい。
- 「③総会后倒し(期末≠基準日)」の方法
  - ✓ 有報の作成を3週間早めることは実務上困難であるため総会后倒しが必要である。
  - ✓ 総会后倒しをすることで、必要な有報作成期間・監査期間を確保することができる。

- 上場会社の具体的な対応事例については、別資料「上場会社における有価証券報告書の総会前開示に係る取組の好事例」(2026年2月20日公表)を参照。

(注1)用語の定義・説明については、P9「[参考]「一体的開示」、「一体開示」及び「開示書類の一本化」について」を参照。

(注2)P10「[参考]総会前開示の実現方法」に記載の方法を前提としている。

# [参考]「一体的開示」、「一体開示」及び「開示書類の一本化」について

第3回 有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会 事務局説明資料 P36 (令和7年6月11日)

□ 金商法は有価証券報告書、会社法は事業報告等をそれぞれ規律しており、**上場会社はこれら2種の書類を作成・開示する義務がある。**

□ 「一体的開示」とは、有報と事業報告等の**記載内容・項目を可能な範囲で共通化**することを指し、**現行法上も可能**。

有報と事業報告等をそれぞれ作成・開示する必要があるため、有報の総会前開示を達成する十分条件にはならないが、作成業務の効率化に資する。

□ 「一体開示」とは、**有報と事業報告等を一体の書類として作成・開示**することを指し、**現行法上も可能**(提出された書類は、有報でもあり、事業報告等でもある。)

有報と事業報告等との間で重複する開示を効率化する効果があるほか、事業報告等は株主総会の3週間前までに株主へ電子提供することが会社法で求められているため、**必然的に有報の総会前開示が達成される。**

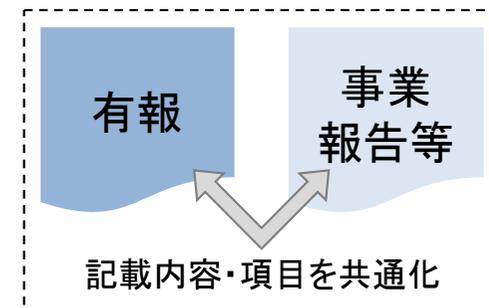
(※)電子提供については、会社法上、EDINET特例(事業報告等と一体となった有報をEDINETを利用して開示した場合には、それに重ねて事業報告等を別の書類として作成し、電子提供する必要はないとするもの)が設けられており、これを活用することにより、一体開示が可能。

□ 「開示書類の一本化」とは、**有報を開示した上場会社は事業報告等を作成する義務を負わない**とすることを指し、**会社法改正が必要**(開示期限は事業報告等に同じ。)

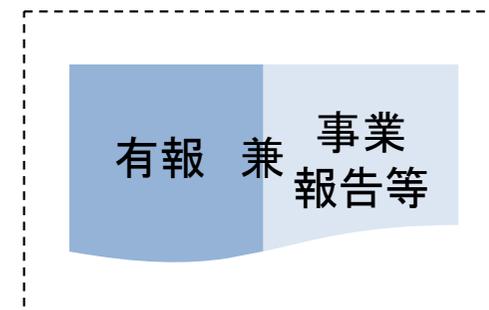
なお、どのような場合に作成義務を負わないとするかについては、例えば次のような考え方がある。

✓ 有報に、**事業報告等に記載すべき事項が全て含まれていることを条件とするもの**

→ この場合、実際に開示される書類は現行法制における**EDINET特例に基づくもの**とほぼ同じになると考えられるが、**有報と事業報告等の2種の書類を作成・開示する必要が法令上なくなる。**



(一体的開示のイメージ)



(一体開示のイメージ)



(一本化のイメージ)

